

別表1－1

| 1 補助事業 | 2 対象事業者 | 3 補助対象経費 | 4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり） | | | |
|----------------------------|--|---|--|-------------------|------------------------------------|------------------|
| | | | サービス種別 | 共通 | 職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った場合（注4） | |
| (1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援 | (1) 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した県内（中核市の鳥取市除く）事業所・施設等 ①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ②利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等 | (1) 事業所等のサービス継続に必要な経費（事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、連携先事業所への利用者の引継ぎ等の際に生じる障害福祉サービス等報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用等） (2) 通所系サービス事業所が人数制限してサービス実施に係る費用（通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うために必要な車のリース等費、ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用等） (3) 通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が事業所以外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用（サービス提供場所の賃料、物品使用料、職員の交通費、利用者の送迎に係る費用等） (4) 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等による訪問サービス実施に係る経費（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、居宅介護事業所 | 通所系サービス事業所 短期入所 障害者支援施設等 訪問系サービス事業所 | 療養介護 | 1,978／事業所 | 左記に加えて 1,978／事業所 |
| | | | | 生活介護 | 631／事業所 | 左記に加えて 631／事業所 |
| | | | | 自立訓練（機能訓練） | 288／事業所 | 左記に加えて 288／事業所 |
| | | | | 自立訓練（生活訓練） | 228／事業所 | 左記に加えて 228／事業所 |
| | | | | 就労移行支援 | 221／事業所 | 左記に加えて 221／事業所 |
| | | | | 就労継続支援A型 | 279／事業所 | 左記に加えて 279／事業所 |
| | | | | 就労継続支援B型 | 294／事業所 | 左記に加えて 294／事業所 |
| | | | | 就労定着支援 | 44／事業所 | 左記に加えて 35／事業所 |
| | | | | 自立生活援助 | 23／事業所 | 左記に加えて 19／事業所 |
| | | | | 児童発達支援 | 271／事業所 | 左記に加えて 271／事業所 |
| | | | | 医療型児童発達支援 | 172／事業所 | 左記に加えて 172／事業所 |
| | | | | 放課後等デイサービス | 257／事業所 | 左記に加えて 257／事業所 |
| | | | | 短期入所 | 146／事業所 | 左記に加えて 146／事業所 |
| | | | | 施設入所支援 | 1,013／施設 | 左記に加えて 1,013／施設 |
| | | | | 共同生活援助（介護サービス包括型） | 335／事業所 | 左記に加えて 335／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（日中サービス支援型） | 299／事業所 | 左記に加えて 259／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（外部サービス利用型） | 150／事業所 | 左記に加えて 150／事業所 |
| | | | | 福祉型障害児入所施設 | 985／施設 | 左記に加えて 985／施設 |
| | | | | 医療型障害児入所施設 | 529／施設 | 左記に加えて 529／施設 |
| | | | | 居宅介護 | 107／事業所 | — |
| | | | | 重度訪問介護 | 175／事業所 | — |
| | | | | 同行援護 | 60／事業所 | — |
| | | | | 行動援護 | 106／事業所 | — |
| | | | | 居宅訪問型児童発達支援 | 33／事業所 | — |
| | | | | 保育所等訪問支援 | 35／事業所 | — |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---------|--------|--------|---|
| | | | に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等) (5) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費 | 相談支援事業所 | 計画相談支援 | 50／事業所 | — |
| | | | 地域移行支援 | | 36／事業所 | — | |
| | | | 地域定着支援 | | 38／事業所 | — | |
| | | | 障害児相談支援 | | 37／事業所 | — | |

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3)

- ・ 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・ 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

(注4) 「職員により利用者の居宅への訪問によるサービスを行った場合」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している場合を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1－1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表1－2

| 1 補助事業 | 2 対象事業者 | 3 補助対象経費 | 4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり） | | |
|----------------------------|--|---|-----------------------------|-------------------|-----------|
| | | | サービス種別 | | 共通 |
| (1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援 | 別表1－1の「2 対象事業者」以外の県内（中核市の鳥取市を除く）事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所（注4） | <p>(1) 通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る経費（訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金等）</p> <p>(2) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費</p> | 通所系サービス事業所 | 療養介護 | 1,978／事業所 |
| | | | | 生活介護 | 631／事業所 |
| | | | | 自立訓練（機能訓練） | 288／事業所 |
| | | | | 自立訓練（生活訓練） | 228／事業所 |
| | | | | 就労移行支援 | 221／事業所 |
| | | | | 就労継続支援A型 | 279／事業所 |
| | | | | 就労継続支援B型 | 294／事業所 |
| | | | | 就労定着支援 | 35／事業所 |
| | | | | 自立生活援助 | 19／事業所 |
| | | | | 児童発達支援 | 271／事業所 |
| | | | 短期入所 | 医療型児童発達支援 | 172／事業所 |
| | | | | 放課後等デイサービス | 257／事業所 |
| | | | | 短期入所 | 146／事業所 |
| | | | 障害者支援施設等 | 施設入所支援 | 1,013／施設 |
| | | | | 共同生活援助（介護サービス包括型） | 335／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（日中サービス支援型） | 259／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（外部サービス利用型） | 150／事業所 |
| | | | | 福祉型障害児入所施設 | 985／施設 |
| | | | | 医療型障害児入所施設 | 529／施設 |

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3)

- ・ 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・ 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

(注4) 「別表1－1の「2 対象事業者」以外の県内（中核市の鳥取市を除く）事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している事業所を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1－1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

別表1－3

| 1 補助事業 | 2 対象事業者 | 3 補助対象経費 | 4 基準単価（単位：千円、1事業所または1施設あたり） | |
|------------------------|--|---|---|---------------------------|
| | | | サービス種別 | 共通 |
| (2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援 | (1) 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する事業所・施設等の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った県内（中核市の鳥取市を除く）の事業所・施設 ①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ②利用者又は職員に感染症が発生した障害福祉サービス等事業所、障害福祉施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（注4）した障害福祉サービス等事業所 | (1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用（追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス報酬上では評価されない費用等） (2) 職員の応援派遣に係る費用（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等） (3) その他、利用者の障害福祉サービスを確保する観点から、必要と認められる経費 | 通所系サービス事業所 短期入所 障害者支援施設等 訪問系サービス事業所 保育所等訪問支援 | 療養介護 989／事業所 |
| | | | | 生活介護 316／事業所 |
| | | | | 自立訓練（機能訓練） 144／事業所 |
| | | | | 自立訓練（生活訓練） 114／事業所 |
| | | | | 就労移行支援 110／事業所 |
| | | | | 就労継続支援A型 140／事業所 |
| | | | | 就労継続支援B型 147／事業所 |
| | | | | 就労定着支援 17／事業所 |
| | | | | 自立生活援助 9／事業所 |
| | | | | 児童発達支援 136／事業所 |
| | | | | 医療型児童発達支援 86／事業所 |
| | | | | 放課後等デイサービス 128／事業所 |
| | | | | 短期入所 73／事業所 |
| | | | 施設入所支援 共同生活援助（介護サービス包括型） 共同生活援助（日中サービス支援型） 共同生活援助（外部サービス利用型） 福祉型障害児入所施設 | 施設入所支援 506／施設 |
| | | | | 共同生活援助（介護サービス包括型） 167／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（日中サービス支援型） 129／事業所 |
| | | | | 共同生活援助（外部サービス利用型） 75／事業所 |
| | | | | 福祉型障害児入所施設 493／施設 |
| | | | 医療型障害児入所施設 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 | 医療型障害児入所施設 264／施設 |
| | | | | 居宅介護 41事業所 |
| | | | | 重度訪問介護 67／事業所 |
| | | | | 同行援護 23／事業所 |
| | | | | 行動援護 41／事業所 |
| | | | 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 | 居宅訪問型児童発達支援 11／事業所 |
| | | | | 保育所等訪問支援 13／事業所 |

| | | | | | |
|--|--|--|---------|---------|--------|
| | | | 相談支援事業所 | 計画相談支援 | 25／事業所 |
| | | | | 地域移行支援 | 18／事業所 |
| | | | | 地域定着支援 | 19／事業所 |
| | | | | 障害児相談支援 | 18／事業所 |

(注1) 1事業所・施設当たり1回まで利用することができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「障害福祉サービス等事業所等におけるサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス等事業所との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3)

- ・事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いる。

(注4) 「自主的に休業」（※）とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連續3日以上の場合を指す。

(注5) 集団感染等が発生したことにより、別表1－1で定める基準単価では障害福祉サービス等を継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。